

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年10月9日

近畿地方整備局

阪神国道事務所長 金田 宏一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、西宮市塩瀬町名塩地先の一般国道176号名塩道路（1工区）において、保安林解除に関する行政手続きを行うための申請資料等を作成するものである。

本業務の実施にあたっては、林野行政をはじめ国有林野測定規定、保安林解除に関して精通するとともに、保安林解除申請資料作成に関して高度な知見と技術力、豊富な実績を有していることが求められることから、（財）林野弘済会大阪支部（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度名塩道路保安林解除資料作成業務

(2)業務内容 保安林解除に関する行政手続きを行うための申請資料の作成

・事業計画書

保安林解除の理由、根拠、事業量、事業概要の作成

・代替施設計画書

保安林解除後の名塩道路の概算数量等のとりまとめ、工程表の作成

・添付図面

位置図、保安林解除調査図、事業計画図兼代替施設計画図、保安林解除図、事業計画及び代替施設計画に関する実施設計図の作成

(3)履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、西宮市塩瀬町名塩地先の一般国道176号名塩道路（1工区）において、保安林解除に関する行政手続きを行うための申請資料等を作成することを目的とする。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ・ 林野行政をはじめ国有林野測定規定、保安林解除に精通していること。
- ・ 保安林解除申請資料作成に関して高度な知見と技術力、豊富な実績を有していること。

3) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

4) 業務執行体制に関する要件

保安林解除申請に関する技術的な情報の蓄積、保有していること。

5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した保安林解除申請に係る資料作成業務

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県・政令市が発注した保安林解除申請に係る資料作成業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（建設部門・林業部門）の資格を有し、かつ過去5年間に「同種又は類似業務」の実績を有する者。

イ) 1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ過去5年間に「同種又は類似業務」の実績を有する者。

ウ) R C C Mの資格を有し、かつ過去5年間に「同種又は類似業務」の実績を有する者。

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有する者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国が発注した保安林解除申請に係る資料作成業務

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した府県・政令市が発注した保安林解除申請に係る資料作成業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒659-0072 兵庫県芦屋市川西町14-1

国土交通省近畿地方整備局 阪神国道事務所 経理課契約係

TEL：0797-32-2151（代）

FAX：0797-38-3226

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年10月9日（火）から平成19年10月19日（金）まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで）

② 交付場所

(1)に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

平成19年10月19日（金）16時00分

② 提出場所

(1)に同じ。

③ 提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年11月8日（木） 16：00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。